

## 公正証書による贈与

相続税の税務調査において、次のケースは是認されるでしょうか。

A は、平成 27 年中に孫に対して現金の贈与を行っていたが、平成 29 年に死亡した。

〈内訳〉

イ 贈与年月日	平成 27 年 2 月 20 日 (公正証書作成日)
ロ 贈与税の申告	申告せず。
ハ 贈与財産	現金 200 万円
ニ 運用	孫名義で 1 年定期として運用。A が継続手続きを実施。
ホ 管理・保管	預金証書及び使用印鑑は A が管理。
ヘ その他	孫は当時高校生。

### 【結論】

平成 27 年分の贈与であるという主張は否認され、A の相続財産として相続税の課税対象になります。

贈与の事実が認められないからです。

### 【解説】

受贈者が未成年者であっても、贈与契約が有効に成立している場合は、税務上も当然に贈与が認められます。ただ、実際に贈与があったのか、単なる名義借りなのか、という事実認定の問題が発生します。

贈与契約が有効に成立している場合とは、贈与意思等の行為を確認できる書類等が存在し、その書類等の内容に沿った事実が生じていることを指します。

書面(本ケースの場合、公正証書)が存在していたとしても、その受贈財産の管理・運用や収益の帰属等を総合勘案し、その契約内容に基づいて事実を検討した結果、その贈与契約が仮装行為あるいは贈与の予約等と認められれば、その贈与契約は効力を持たないことになります。



贈与契約の効力が認められるためには、一般的には次の事実等に基づいて判定されます。

- ☆ 贈与意思等の確認ができる書類等があること。
- ☆ 贈与財産の名義変更(登記及び登録等)が受贈者に行われていること。
- ☆ 贈与財産の使用収益処分を受贈者が行っていること。
- ☆ 贈与財産の管理等の費用の負担を受贈者が行っていること。
- ☆ 書類等に記載されている事項等と異なる事実がないこと。
- ☆ 受贈者が未成年者の場合には、親権者等がその事実を知っていること。

しかし、上記の事実がすべて存在していれば、すべて認めれるというものではありません。その贈与行為等の全体を総合勘案して判定されます。

【否認されないためには】

贈与事実が認められるか否かが、本ケースのポイントでした。

《詳細状況》ロ、ニ及びホが次のような状況であったら、是認されたと思われます。

ロ 贈与税の申告	平成 27 年分として贈与税の申告を実施。また、贈与税の申告は贈与を受けた現金で行った。
ニ 運用	孫名義で 1 年定期として運用。その親が継続手続きを実施。
ホ 管理・保管	預金証書及び使用印鑑は孫の親が管理。